

新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても

新分野進出・新製品開発に挑戦する中小企業者の皆様へ

資格取得・スキルアップの ための教育研修を支援します！

最大
10万円
(補助率1/2)

いばらき中小企業 人材育成支援事業補助金

公募期間

※先着順に受付いたします。

※補助金交付申請額が予算額(50百万円)に到達し次第、公募終了とさせていただきます。

令和2年8月3日(月)～12月25日(金)

いばらき中小企業人材育成支援事業補助金

対象者：①新たな事業分野へ進出する者
②新製品・新サービスの開発や生産プロセスの改善を行う者

【対象範囲】

県内の中小企業・個人事業主(詳細は補助金交付要項に定めるとおり)

【新分野進出・新製品開発等の内容】

1. 新たな事業活動
2. 新製品の開発・生産
3. 新役務の開発・提供
4. 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
5. 役務の新たな提供の方式の導入

対象経費：新分野進出・新製品開発等に必要となる資格取得やスキルアップのための教育研修費等(外部研修の受講料、外部講師の招へい費用(謝金、旅費))

※資格試験受験料は対象外

※令和3年2月末日までに研修が完了するものに限る

補助額：1事業者あたり最大10万円(補助率1/2)

～詳細は、県産業政策課HPにてご確認ください～

詳細はこちら



茨城県産業戦略部産業政策課 産業企画グループ

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6

TEL:029-301-3525 MAIL:shosei2@pref.ibaraki.lg.jp

URL:https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/sansei/20200408.html

－ 必要書類 －

①補助金交付申請書

※経営革新計画の認証を受けている事業者様は、経営革新計画（別表1）の写しを提出することで、交付申請書の事業計画の記入を省略できます。

②研修等の内容がわかる資料（チラシ・パンフレット等）

③受講料等金額の根拠資料

④誓約書

⑤県税の未納がないことの証明書（原本）

※オンライン申請の場合は、原本をスキャンしたデータ

⑥事業活動を証する書面

- ・法人の場合：県税事務所に提出した法人県民税・事業税申告書の写し
- ・個人の場合：税務署に提出した青色申告決算書又は収支内訳書の写し

⑦提出書類チェックリスト

※各種様式等は、県産業政策課HP（URLは表面に記載）よりダウンロードできます。

－ 申請方法 －

○郵送（簡易書留等の送達過程の記録が残るもの）

郵送先：〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6
茨城県産業戦略部産業政策課 産業企画グループ 宛

○いばらき電子申請・届出サービスによるオンライン申請

URL：https://s-kantan.jp/toppage-ibaraki-t/top/municipalitySelection_initDisplay.action

いばらき電子申請・届出サービスのトップページ（上記URL）から次の項目を選択して入力手続きに進んでください。

- ・申請団体：茨城県
- ・手続き名：いばらき中小企業人材育成支援事業補助金 交付申請

※オンライン申請の場合でも、申請書等は押印済のもの（データ）を提出していただきます。

申請フロー

